

令和 6 年 3 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第 15 号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 . . . 1
- 第 16 号 長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 . . . 2
- 第 17 号・第 18 号 長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 . . . 3
- 第 19 号 長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 . . . 4
- 第 20 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例 . . . 5
- 第 21 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 . . . 6
- 第 22 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例 . . . 7
- 第 23 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例 . . . 8
- 第 24 号 長門市漁港土砂採取料等徴収条例及び長門市漁港管理条例の一部を改正する条例 . . . 10
- 第 25 号 長門市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例 . . . 11
- 第 26 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例 . . . 12
- 第 27 号 長門市農村婦人の家条例を廃止する条例 . . . 13
- 第 28 号 市道路線の認定及び変更について . . . 14
- 第 29 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について . . . 18
- 第 31 号 長門市副市長の選任について . . . 22
- 第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦について . . . 23
- 第 33 号 長門市教育委員会委員の任命について . . . 24

長門市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

法改正により法別表第 2 が廃止されることから、法別表第 2 を用いて規定している箇所につき改正後の法の規定に適合するよう文言等を整理するもの

- (1) 法改正により規定された「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」の定義を加える。（第 2 条第 6 号及び第 7 号）
- (2) 「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。（第 4 条第 1 項及び第 3 項）
- (3) 法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報を「利用特定個人情報」に改める。（第 4 条第 3 項）
- (4) 別表第 2 第 8 項の「法別表第 2 の 26 の項第 4 欄に掲げる特定個人情報」を個別の情報に改める。（別表第 2 第 8 項）

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動
費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

公職選挙法の一部改正（平成 31 年 3 月 1 日施行）に伴い、市長選挙のみに限定されている選挙運動用ビラの頒布が、市議会議員の選挙においても可能とされたことから、本市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラ作成に係る経費を公費負担の対象とするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

「長の選挙における法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ」から「長の選挙における」を削除し、「法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ」に改める。（第 1 条関係）

（参考：ビラ公費負担）

現行	改正後
市長 作成単価（上限）7 円 73 銭 作成枚数（上限）16,000 枚	市長 作成単価（上限）7 円 73 銭 作成枚数（上限）16,000 枚 市議会議員 作成単価（上限）7 円 73 銭 作成枚数（上限）4,000 枚

3 施行期日

公布の日

長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び
長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定が整備されることから、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例

- ・ 勤勉手当支給に関する条項の追加（第 10 条、第 25 条の 2）
- ・ 勤勉手当の整備に伴い、期末手当の支給割合等について、規則委任から条例本則により規定するよう条項を改正（第 9 条、第 25 条）

（2）長門市職員の育児休業等に関する条例

- ・ 育児休業をしている会計年度任用職員について一般職の職員と同様に勤勉手当の支給ができるよう改正（第 7 条）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び
長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）に伴い条項のずれが生じるため、同法又は同令を引用する条例について所要の改正を行うもの

2 改正の内容

- (1) 長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
 - ・第 1 条において引用する地方自治法の条項を改める。
 - ・第 2 条において引用する地方自治法施行令の条項を改める。
- (2) 長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
 - ・第 8 条において引用する同法の条項を改める。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

オンライン申請による証明書等の請求をした者から証明書等の送付に要する費用を手数料と併せて徴収することができるようにするほか、法令改正に伴い所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 第 2 条第 2 項

送付に要する費用の負担に関する規定の追加

(2) 別表（その 1）関係

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、戸籍証明書等の広域交付請求、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の制度が開始されることから、これに係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定める。

(3) 別表（その 2）関係

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の一部手数料を引き上げる。

(4) 別表（その 4）関係

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務の備考の 8 の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」へ変更する。

3 施行期日

(1)、(3) 及び (4) の改正 令和 6 年 4 月 1 日

(2) の改正 令和 6 年 3 月 1 日

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和 5 年内閣府令第 86 号）が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）についてもその一部が改正されたため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう見直しを行う。（第 23 条関係）
- (2) 現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に対応できるよう見直しを行う。（第 53 条関係）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の改正に合わせて、国民健康保険料の賦課限度額引き上げ及び軽減措置の所得判定基準について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険料の賦課限度額を引き上げる。

後期高齢者支援金賦課限度額

現行：22 万円 ⇒ 改正後：24 万円

※基礎賦課限度額（65 万円）、介護給付金賦課限度額（17 万円）については据え置き

(2) 国民健康保険料の減額の対象となる所得基準を引き上げる。

① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乗すべき金額を 29 万 5 千円（現行：29 万円）とする。

② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乗すべき金額を 54 万 5 千円（現行：53 万 5 千円）とする。

※ 7 割軽減（被保険者数等の数に乗すべき金額はなし）については据え置き

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

※改正後の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用

※令和 5 年度以前の年度分の保険料については、従前のおり

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

介護保険法施行令の一部改正（令和 6 年 1 月 19 日公布）、第 9 次長門市高齢者健康福祉計画策定に伴い、介護保険料の改定について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

国が、第 1 号被保険者の介護保険料について標準段階の多段階化（標準 9 段階から標準 13 段階へ）及び標準乗率の見直しを行うとともに所得の少ない者の減額賦課に係る基準を見直すための施行令改正を実施することを踏まえ、介護保険料の変更に伴う長門市介護保険条例の一部を改正する。

○第 9 次長門市高齢者健康福祉計画期間中（令和 6 年度～令和 8 年度）の第 1 号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第 1 段階	生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	<u>0.455</u> (0.285)	<u>28,392 円</u> (17,784 円)
	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方		
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の方	<u>0.685</u> (0.485)	<u>42,744 円</u> (30,264 円)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120 万円超の方	<u>0.69</u> (0.685)	<u>43,056 円</u> (42,744 円)
第 4 段階	市民税本人非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方	0.9	<u>56,160 円</u>
第 5 段階 (基準額)	市民税本人非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円超の方	1.0	<u>62,400 円</u>

第 6 段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.2	<u>74,880 円</u>
第 7 段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 <u>210 万円未満</u> の方	1.25	<u>78,000 円</u>
第 8 段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 <u>320 万円未満</u> の方	1.5	<u>93,600 円</u>
第 9 段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 <u>420 万円未満</u> の方	1.7	<u>106,080 円</u>
<u>第 10 段階</u>	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 <u>520 万円未満</u> の方	<u>1.9</u>	<u>118,560 円</u>
<u>第 11 段階</u>	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 <u>620 万円未満</u> の方	<u>2.1</u>	<u>131,040 円</u>
<u>第 12 段階</u>	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 <u>720 万円未満</u> の方	<u>2.3</u>	<u>143,520 円</u>
<u>第 13 段階</u>	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上 <u>1,000 万円未満</u> の方	<u>2.4</u>	<u>149,760 円</u>
<u>第 14 段階</u>	市民税本人課税で、前年の合計所得金額が <u>1,000 万円以上</u> の方	<u>2.5</u>	<u>156,000 円</u>

※第 1 段階から第 3 段階までの () 内は、低所得者保険料軽減措置適用後

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 その他

改正後の保険料の額は、令和 6 年度分以後の年度分の介護保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

長門市漁港土砂採取料等徴収条例及び
長門市漁港管理条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

漁港漁場整備法の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）に伴い、同法を引用する条例について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

法律の題名が「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正されたことに伴い、長門市漁港土砂採取料等徴収条例及び長門市漁港管理条例中の「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

長門市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、管理不全空家等に対する措置の追加及び条項ずれが生じたことから、条文の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 条項ずれの修正

- ・法第 6 条第 1 項を法第 7 条第 1 項に改正
- ・法第 7 条第 1 項を法第 8 条第 1 項に改正
- ・法第 14 条を法第 22 条に改正

(2) 第 9 条の追加

- ・管理不全空家等に対する措置を追加

3 施行期日

公布の日

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)の制定により水道法が改正され、令和6年4月1日より水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正(第38条関係)

「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正(第45条、第46条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

長門市農村婦人の家条例を廃止する条例

1 廃止の趣旨

長門市農村婦人の家条例は、昭和 59 年度に整備された長門市農村婦人の家の管理及び使用に関して定めたものである。

この施設は、農村婦人及び高齢者の福祉を増進し生活文化の向上に資するとともに、婦人及び高齢者の役割の開発及び助長を図るために設置されたものであり、これまで多くの婦人及び高齢者に利用されてきたが、近年、利用者数が減少していることや、他の公的施設の利用も可能であることに加え、老朽化が激しいことから本施設を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

市道路線の認定及び変更について

1 路線名及び起終点

路線名	認定（変更後）路線		廃止（変更前）路線		摘要
	起点	終点	起点	終点	
大浦東線	油谷向津具下 字堂ノ元 3101 番 1 地先	油谷向津具下 字屋敷 1994 番 4 地先	油谷向津具下 字堂ノ元 3097 番 1 地先	油谷向津具下 字屋敷 1994 番 4 地先	変更
大浦東 1 号線	油谷向津具下 字堂ノ元 3097 番 1 地先	油谷向津具下 字荒神村 10062 番 6 地先			認定
境川上の山 1 号線	西深川字上の 山 572 番 1 地先	西深川字深田 10404 番 1 地先			認定

※路線図については、別紙のとおり

※認定後又は変更後の市道の延長は次のとおり

市道大浦東線…681.3m（114.2m の減）

市道大浦東 1 号線…369.2m

市道境川上の山 1 号線…48.8m

2 認定及び変更の概要

(1) 市道大浦東線

一般県道油谷港線の改良により改良区間終点とこの県道とを一つの路線として結ぶため、市道大浦東線の一部を廃止し、廃止区間を県道の一部とするため、路線を変更するもの。

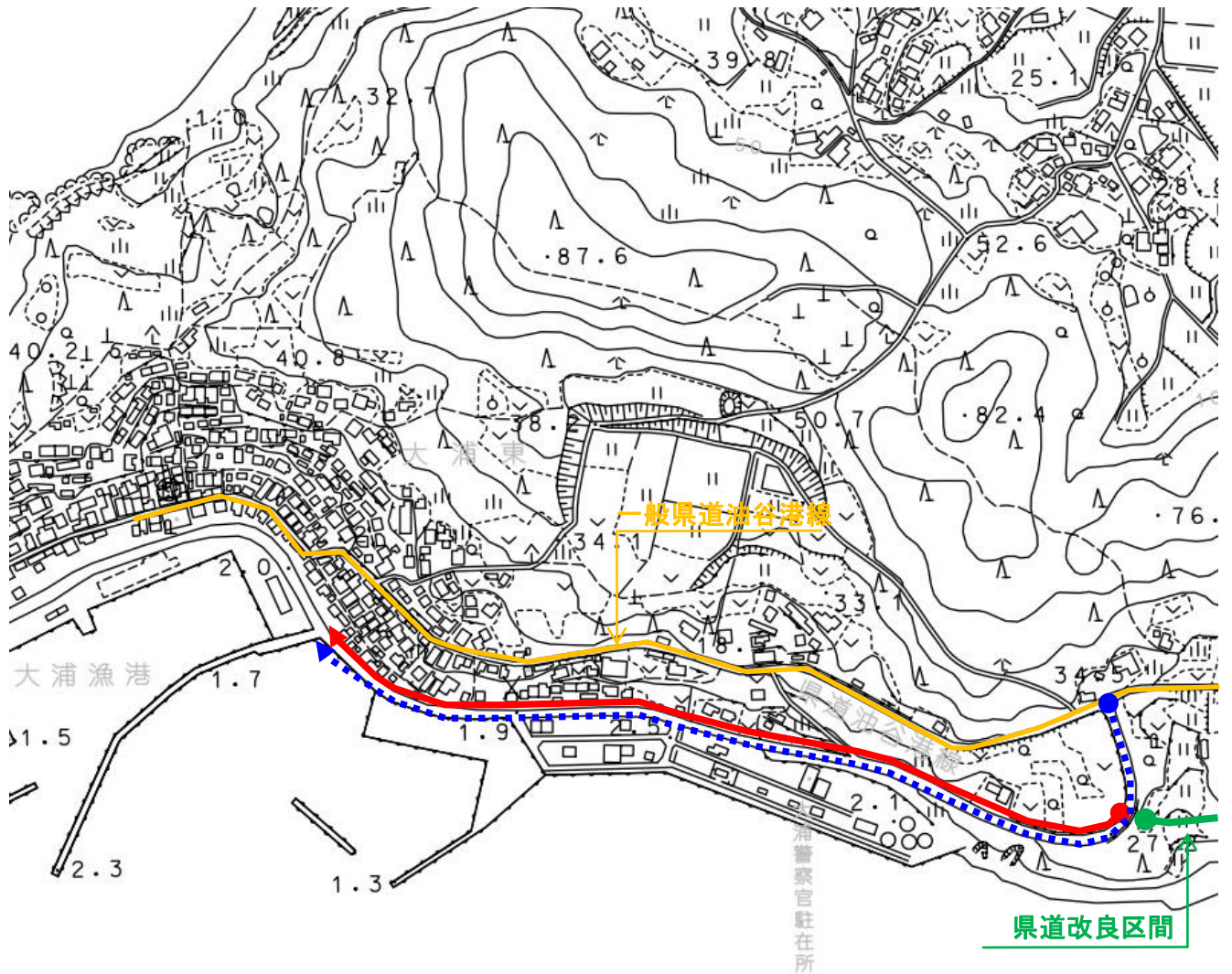
(2) 市道大浦東 1 号線

一般県道油谷港線改良事業に伴い改良前の県道区間が県から市に移管されるが、この区間は大浦東地区と大和地区を結ぶ集落道であるとともに、県道への連絡道でもあることから、市道として管理することが適当と認められるため新たに路線を認定するもの。

(3) 市道境川上の山 1 号線

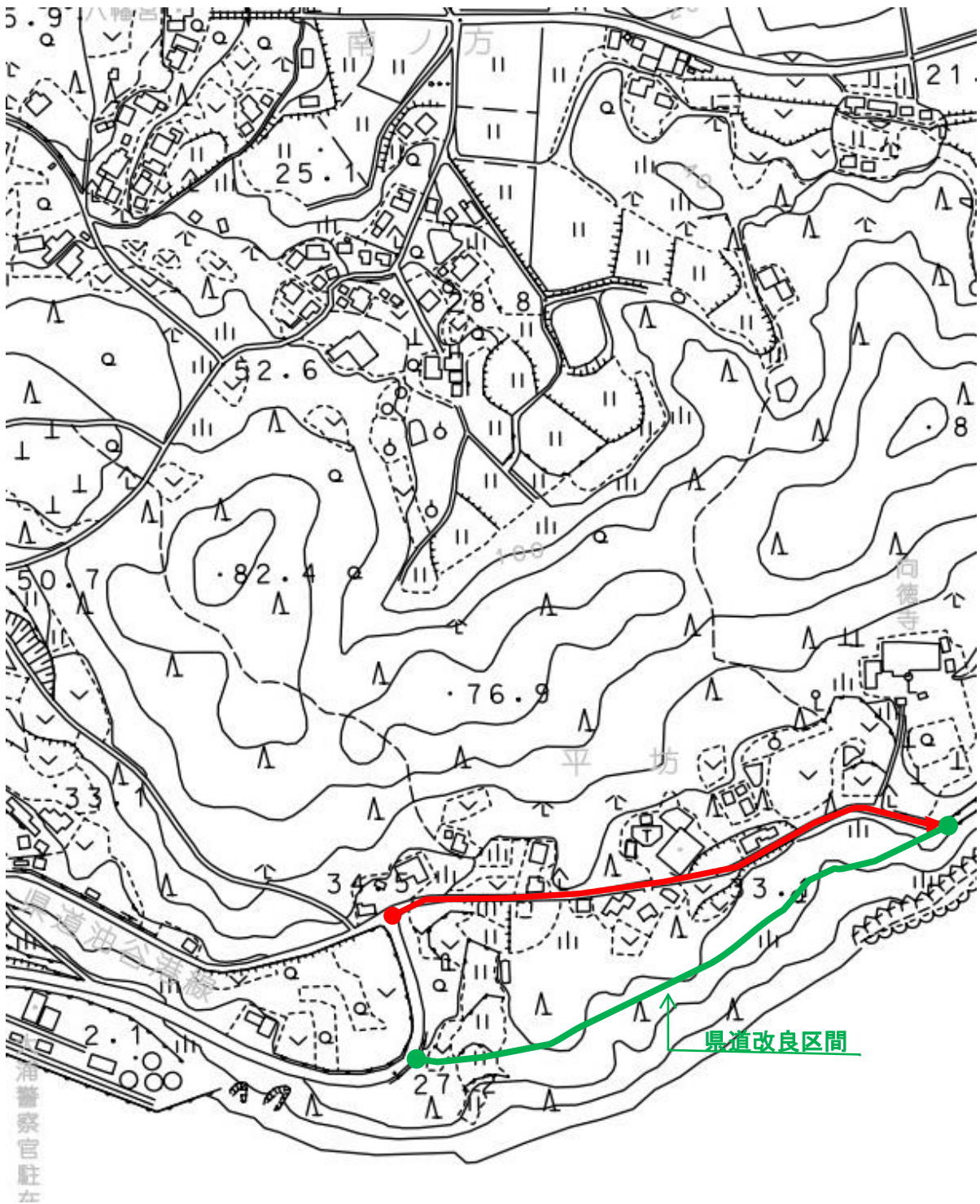
一般国道 191 号上空を横断する橋梁については、これまで国が管理を行ってきたが、市が国から管理引継ぎを受けることとなり、市道として今後適正な管理を行うことが適当と認められるため、新たに路線を認定するもの。

市道大浦東線 路線図



凡 例	
新規(変更後)	
廃止(変更前)	
起 点	
終 点	

市道大浦東1号線 路線図



凡 例	
新規(変更後)	
廃止(変更前)	
起 点	
終 点	

市道境川上の山1号線 路線図



凡 例	
新規(変更後)	
廃止(変更前)	
起 点	
終 点	

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

1 趣旨

令和6年4月1日より、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務及び行政不服審査会事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えることに伴い、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 286 条第1項及び第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

また、併せて、規約の別表第 1 及び第 2 の各項の団体名について、団体コード順となるよう改めるもの。

2 改正の内容

規約別表第 1 中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

規約別表第 2 の 2 の項中「、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合」を「、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合」に改め、同表の 6 の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表の 8 の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組

合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改め、同表の 11 の項中「下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合」を「山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

※詳細は、別紙「山口県市町総合事務組合規約新旧対照表」を参照してください。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

山口県市町総合事務組合格約 新旧対照表

新		旧	
別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係)		別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係)	
山口県内の全市町、 <u>周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合</u>		山口県内の全市町、 <u>柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合</u>	
別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第 3 条関係)		別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第 3 条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 第 3 条第 2 号に規定する事務	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合</u>	2 第 3 条第 2 号に規定する事務	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、山口県市町総合事務組合</u>
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
6 第 3 条第 6 号に規定する事務	宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組</u>	6 第 3 条第 6 号に規定する事務	宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、 <u>柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、</u>

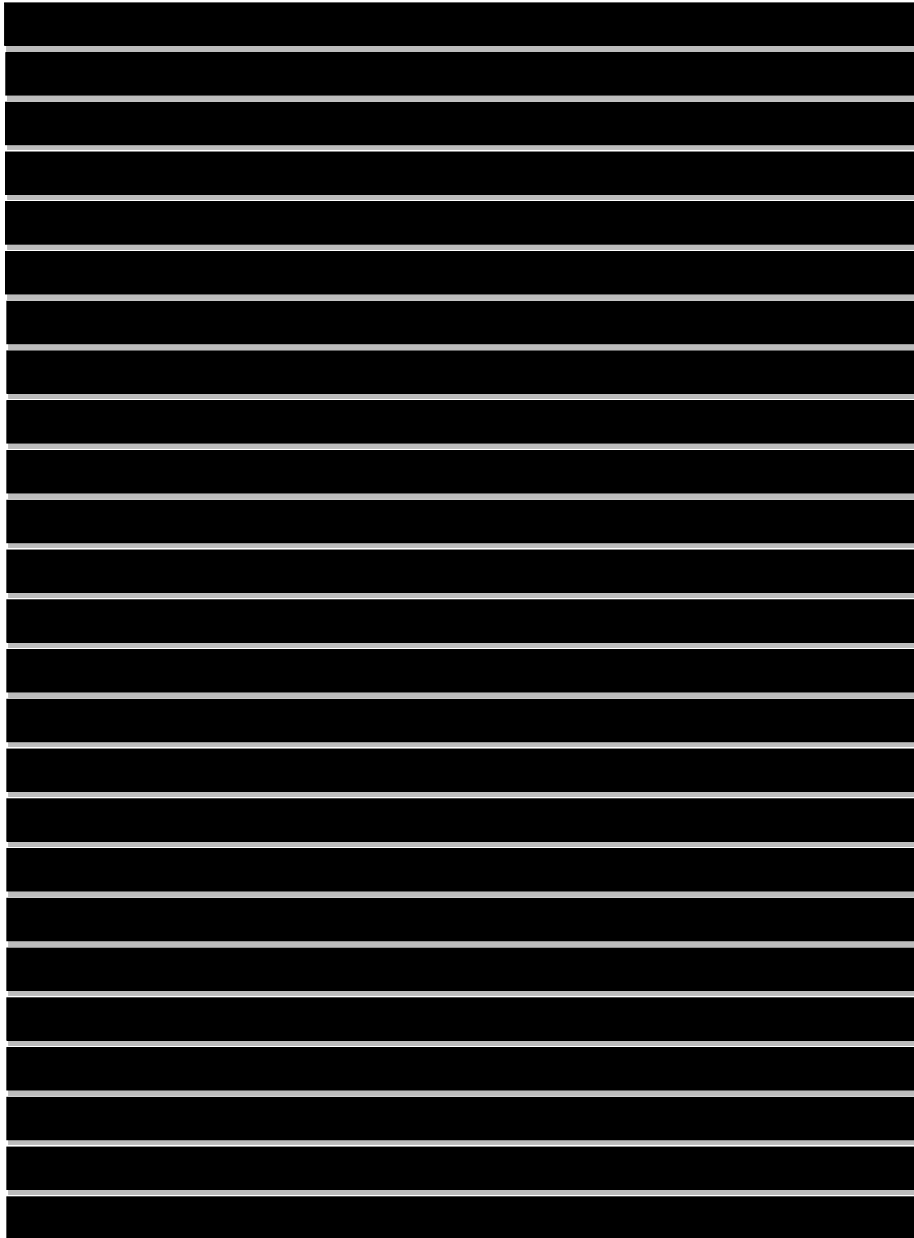
	<u>合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合</u>		<u>光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合</u>
7 (略)	(略)	7 (略)	(略)
8 第3条第8号に規定する事務	<u>宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合</u>	8 第3条第8号に規定する事務	<u>宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合</u>
9 (略)	(略)	9 (略)	(略)
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)
11 第3条第11号に規定する事務	<u>山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合</u>	11 第3条第11号に規定する事務	<u>下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合</u>

長門市副市長の選任について

1 氏 名

大谷 恒雄 (おおたに つねお)

2 略 歴



3 任 期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日 (4 年間)

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱する。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員であります原田真由美氏の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員候補者として同氏の再任を推薦することについて市議会の意見を求めるもの。

3 候補者の氏名・住所

住 所 [REDACTED]
氏 名 原田 真由美 (はらだ まゆみ)

4 候補者の略歴等

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

新任・再任の別 再任

5 委員の任期

令和6年7月1日から令和9年6月30日（3年間）

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

長門市教育委員会委員の任命について

1 提案の理由

川端由紀子教育委員会委員の任期が令和 6 年 5 月 18 日に満了となるが、引き続き川端由紀子氏を委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

2 候補者の氏名・住所

氏名 川端 由紀子（かわばた ゆきこ）

住所



3 候補者の略歴

4 候補者の委員任期

令和 6 年 5 月 19 日から令和 10 年 5 月 18 日（4 年間）

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）